別添２

市島小学校における重大事態への対応

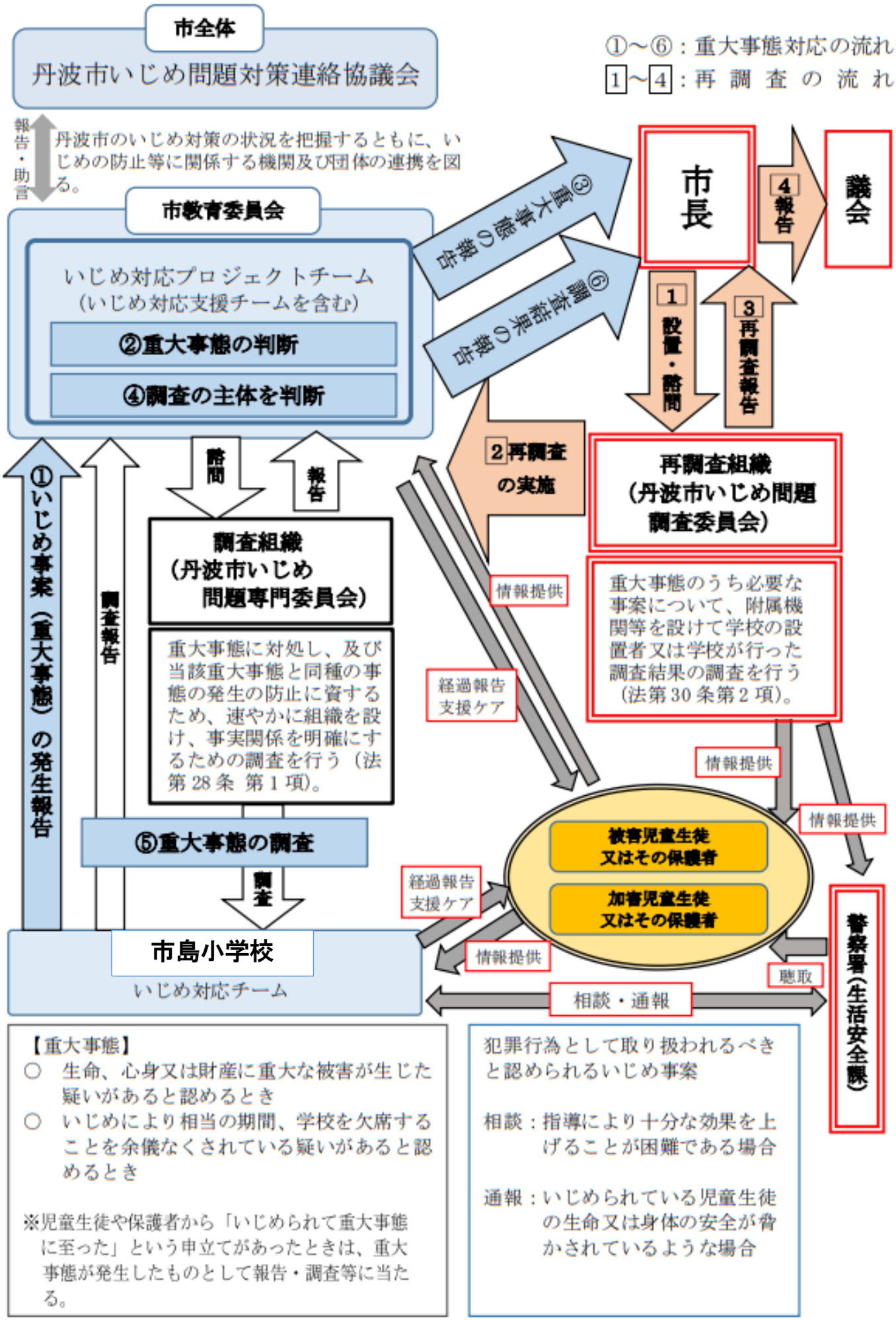

【重大事態】

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案

相談：指導により十分な効果を上げることが困難である場合

通報：いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合